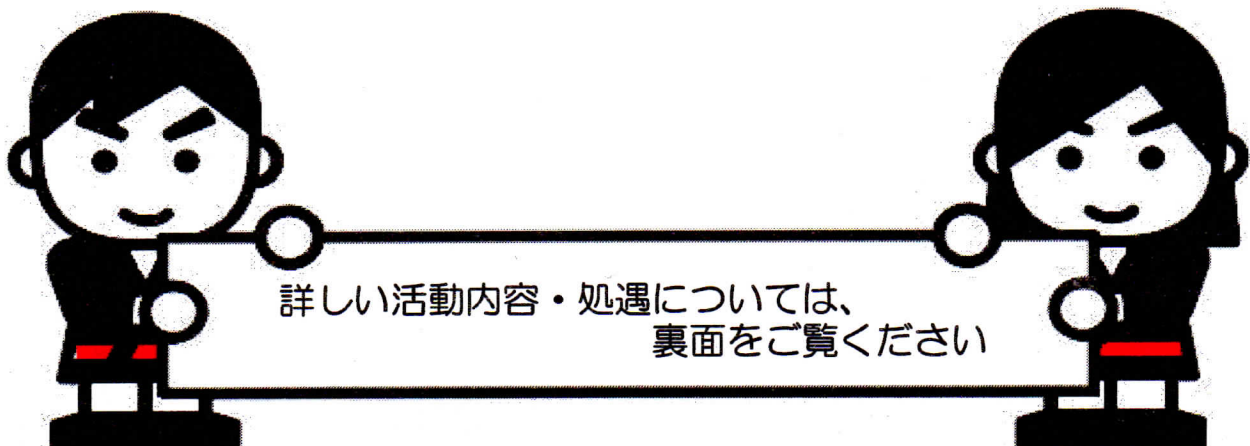


# 「みんな」 消防団員になろう！

Saitamacity Volunteer Fire Corps

消防団は、地域の方々によって構成される消防機関で会社員、自営業、主婦、学生など、様々な人が参加し、災害現場活動及び消防訓練や応急手当などの指導を行っています。

<p><b>資格</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市内に住んでいる</li> <li>▶ 市内の会社に勤めている</li> <li>▶ 市内の学校に通っている</li> </ul> <p>いずれかに該当する方で 18歳以上の健康な方</p>
<p><b>定員</b></p>	<p>1,432名（令和2年9月現在1,202名）</p>
<p><b>活動範囲</b></p>	<p>さいたま市内</p>



# 消防団は、大切なまちを守るために活動しています

## | 消防団の活動 |

<b>災害時</b>	<b>消火活動、救助活動、風水害活動</b> 災害発生時には、消防自動車で災害現場に出動し、消火活動や、震災発生時等における救助活動、消防隊の後方支援活動など、消防署と一体となって活動します。
<b>平常時</b>	<b>訓練・研修、消防訓練指導、応急手当の普及啓発、火災予防等広報</b> 災害活動に必要なスキルを身に付けるため、研修や訓練を行います。また、各地域で開催される防災訓練において、自主防災組織等への訓練指導を行います。 火災予防運動（春・秋）や歳末特別警戒期間（年末）では、地域内の火災予防広報を行います。

## | 消防団員の処遇 |

<b>報酬</b>	消防団活動の労苦に対して、年1回支払われます。年度の途中で入団や退団の場合は日割で支給されます。 ▶ 年額 36,500 円から
<b>出動手当</b>	報酬とは別に、出動手当が四半期に分けて支給されます。 ▶ 災害出動 1回につき 3,000 円 ※1回の従事時間が6時間を超えた場合は、3,000 円を加算。 ▶ 訓練・防火指導等 1回につき 2,500 円
<b>公務災害補償</b>	活動中などの公務中に負傷等した場合は、公務災害として療養の費用などが補償されます。
<b>被服</b>	活動に必要な作業服や制服、安全靴などが給与又は貸与されます。
<b>表彰</b>	功労に応じて国などの様々な機関による表彰があります。
<b>退職報償金</b>	在団5年以上の方が退職した場合、勤務年数などに応じて支払われます。 ▶ 支給額 200,000 円から

## | 問い合わせ |

さいたま市消防局 消防団活躍推進室  
TEL 833・7163 FAX 833・7641

▶ 詳しくは



さいたま市消防団



検索